一般社団法人二戸市スポーツ協会スポーツ指導者派遣事業実施要領

（目的）

第１条　スポーツ欲求が高まる中、市民の求めに応じて、スポーツ指導者の派遣を行い、実践の場を積極的に創出し、市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

（指導者）

第２条　この要領で、スポーツ指導者とは、一般社団法人二戸市スポーツ協会（以下「本会」という。）の職員をいう。

（派遣）

第３条　スポーツ指導者の派遣を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、事業実施日の前月１９日までに、スポーツ指導者派遣依頼書（別記様式）を本会に提出するものとする。

（指導者の責務）

第４条　スポーツ指導者は、上司の命に従い、スポーツ実践活動の指導を行う。

（依頼者の責務）

第５条　依頼者は、事業開催に伴う受講体制の整備に万全を図らなければならない。

２　依頼者は、事業実施中において受講者に生じた一切の事故について、責任を負わなければならない。

３　依頼者は、実技を伴う事業について、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

４　依頼者は、派遣指導者の指導に係る経費を負担しなければならない。

（経費）

第６条　前条第４項の指導に係る経費については、別表に定めるとおりとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 24 年４月 19 日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表

時　　間	単　　価
１時間以内	４，０００円
以降３０分ごと	１，０００円
講師１名追加　１時間	２，０００円
以降３０分ごと	１，０００円